

# 第1章 研究課題と調査地の位置づけ

## 1. 研究課題

わが国水田農業を支えてきた昭和1ケタ世代全体が2010年にはついに75歳以上の後期高齢者となった。彼らを中心とする農業リタイアと離農の進行によって農地の流動化が加速すると見込まれることから、各地域の農業構造、とりわけ水田農業における地域農業の担い手の形成状況と地域農業の構造変化を明らかにすることが重要な課題となっている。水田農業では、大規模個別経営が農地の受け手となることに加えて、集落営農組織が地域農業の担い手となる動きが中山間地域や兼業進化地域で拡大していた。さらに2007年度から実施された水田経営所得安定対策を背景として、全国で地域差を伴いつつ数多くの集落営農組織が設立されている。こうして農業の担い手が再編成されつつある。

近年の農業構造変化と担い手の地域性を農地の受け手の観点から整理したものが第1-1表である<sup>(1)</sup>。表側は2005年までの農地集積が大規模個別農家によるものか農家以外の農業事業者によるものかで「組織対応型」、「個別農家対応型」、「組織・個別農家分

第1-1表 農地の引き受け手層形成タイプ別にみた地域性

		組織の農地集積動向		2005年以降の集落営農組織の展開状況による地域タイプ			
				先発型組織化地域	後発型組織化地域		その他
					組織化急進地域	組織化進行地域	
大規模個別農家の田借地寄与率		高	高	中	低		
農家以外の事業者の田借地寄与率		小	大	中～小	中～小		
主な田借地主体による地域タイプ 2005年までの	組織対応型	高	低	富山 福井 岐阜 広島 島根			
	組織・個別農家分担型	中	中	滋賀	岩手 宮城 長野	石川 兵庫 鳥取 山口 愛知 京都 新潟	
	個別農家対応型	低	高		秋田 山形 香川 福岡 佐賀 熊本	青森 福島 栃木 茨城 群馬 埼玉 千葉 静岡 岡山 高知 宮崎 鹿児島	
	その他	低	低			山梨 和歌山 奈良 徳島 愛知 長崎	

資料：農林水産政策研究所（2011）. 原資料は、農業センサス（2005年、2010年）、集落営農実態調査結果（2005年、2010年）.

注. 北海道及び集落営農組織のない東京都、神奈川県を除く.

担型」に類型化している。表頭は、2005～2010年の集落営農組織による農地集積に着目して、集積面積率が高止まっている集落営農の先進地域（「先発型組織化地域」）、急速に集積率を高めた「後発型組織化急進地域」、全国平均を上回る「後発型組織化進行地域」に類型化している。同表が示すように農地の受け手という視点から見て、農業の担い手と地域農業の構造は地域的多様性をもっている。そうした多様性をもつ農業の担い手と地域農業の構造に関する現状と展望を地域性を踏まえて明らかにすることが本研究の課題である<sup>(2)</sup>。

同表に類型化する諸県のうち、先発型組織化地域である北陸・富山県、個別農家対応型から組織化急進地域となった北九州・佐賀県については、既に研究成果を公表した<sup>(3)</sup>。両県では集落営農組織による農地集積によって、経営耕地面積に占める農家以外の農業事業体のシェアが、2010年農業センサスで佐賀県が45%、富山県が35%にも達しつつ、それぞれ異なる展開を示していることを明らかにした。本研究資料では、我が国の主要農業地域でありこれまで個別経営が農業の担い手の中心であった東北を取り上げる。

わが国の主要な穀倉地帯である東北ではこれまで個別経営が農業の担い手の中心であり、5ha以上の大規模個別経営が形成されてきた。しかし後述するように、近年、その増加数が鈍化している。それは、1995年以降の5～10ha層での増加農家数の顕著な縮小、10～15ha層での増加農家数の停滞に現れており、増加農家数が増大しているのは15ha以上層のみである。こうした大規模層が新たに流動化する農地の受け手として十分であるのか否かを検討することが必要であり、そのために大規模経営の今後の規模拡大とその経済的背景を検討する必要がある。

他方、近年の東北では集落営農組織が急激に増加し、大規模個別経営とともに地域農業の担い手として期待が寄せられている。しかしその一方で、水田経営所得安定対策を契機に新設された集落営農組織の中には、組織としての営農実体に乏しい、いわゆる「枝番管理」型組織<sup>(4)</sup>が、とりわけ東北に多く存在することも指摘されている。そこで、東北水田農業における集落営農組織の営農実態を検討し、地域の水田農業における集落営農組織の位置づけや役割、さらには地域農業の担い手としての今後の展望を明らかにすることが必要である。

そうした担い手の役割を明らかにするには、その前提として経営主の高齢化によって今後、一層の進行が見込まれる農業リタイア（離農）と農業の展望を明らかにすることが重要である。昭和1ケタ世代全体が既に75歳以上の後期高齢者となり、彼らを中心とする農業リタイアと離農の進行によって農地の流動化が加速すると見込まれる。そうした経営主の高齢化に伴う離農と農地流動化がどの程度のものであるのか、そしてその新たに流動化する農地に対して受け手となる担い手の形成が十分に図れるのかどうか、地域農業の将来を左右すると言っても過言ではない。地域的多様性を持った農業の担い手が、今後一層進行する高齢化に伴う離農の増加にどう対応するのかの検討が重要である。そのためには、高齢農家のリタイアとあつぎの農業非継承に伴う離農の進行と農地流動化の可能性を具体的に把握することが必要である。

以上のことから東北の水田農業において、地域農業の実態に即して新たに流動化する農地総量を推計するとともに、地域農業の担い手である大規模個別経営の今後の規模拡大との対応を検討すること、さらに地域農業の担い手としての集落営農組織の位置づけや役割、そして今後の展望を検討することが重要な課題である。

そこで本研究資料では、将来の農地流動化に対応した水田農業の担い手を検討することを目的に、事例分析によって以下の課題を明らかにする。第 1 に、個別経営を経営タイプ別に類型化し、各類型の特徴を明らかにする。第 2 に、それら大規模経営を中心とする個別経営の今後の規模拡大の展望とその規定要因を経営タイプ別に明らかにする。第 3 に、集落営農組織の類型を示し、対象地における集落営農組織の性格を類型化によって明らかにするとともに、その類型変化から今後の展望を探る。第 4 に、高齢農家の加齢に伴う離農と農地流動化面積を予測するとともに、あつぎの農業継承の規定要因を明らかにする。第 5 に、個別経営の規模拡大の展望と今後の農地流動化との対応関係から、地域における農地需給の将来を予測するとともに、集落営農組織の存立要因を明らかにする。最後に、以上の分析結果を踏まえて東北における水田農業の構造展望と地域農業の担い手のあり方を検討する<sup>(5)</sup>。

## 2. 方法

水田農業における地域農業の担い手の形成状況と地域農業の構造変化の実態分析にあたって、本研究では次のような2つの特徴的な研究方法をとっている<sup>(6)</sup>。

第1は、対象地の「場」の設定である。本研究では集落を越えた領域、農業センサスの旧市町村を対象地に設定している。旧市町村は、1950年代に行われた昭和の町村合併以前に存在した「旧村」(明治行政村)にほぼ該当する。この旧村は、小学校区や農協の(かつての)支店の範囲とも重なり、集落を越えた農家の経済・生活の基礎的領域となっている<sup>(7)</sup>。本研究では、地域農業の担い手を検討する「場」として、集落を越えたより広域の区域であるこの旧村を対象地域として設定することとした。これにより地域農業の担い手の存在態様と農業構造の動向を面的な広がりをもって把握することができる。そしてリアルな実態を把握するため、本研究では対象地である旧村に存在する農家や集落営農組織等を可能な限りすべて調査している。

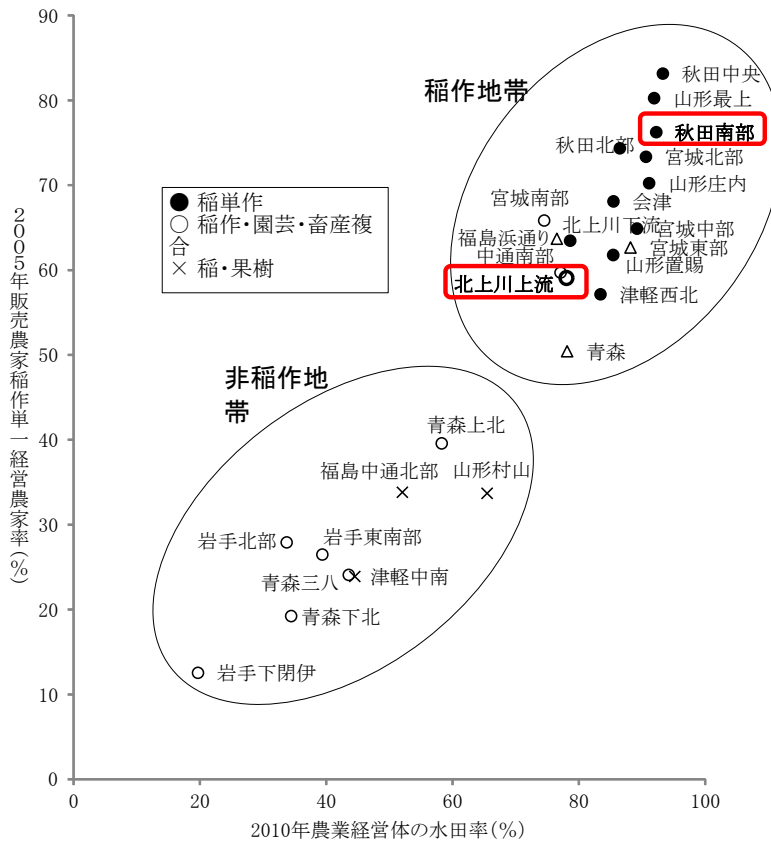
第2は、高齢農家のリタイアと離農がどう展開するかを予測する方法である。集落の実態調査にもとづきつつ高齢農家の離農の予測を行うが、そこでオリジナルな調査方法を用いている。集落調査は、集落の代表者等の精通者に、集落内の各農家の経営主年齢、機械所有、作付、貸借をヒアリングしている。その上で、さらに75歳の後期高齢者は農業リタイアを本格化することから、60歳以上の高齢農家については、およそ10年後に経営主が農業リタイアするか否か、経営主リタイア時にあつぎが農業継承するか、あるいは継承せずに離農して農地を貸し出すかの見通しをヒアリング調査している<sup>(8)</sup>。

### 3. 東北水田農業の地帯構成と対象地の位置づけ

#### (1) 東北水田農業の地帯構成

東北諸県を前掲第 1-1 表の類型から見ると、①組織・個別農家分担型にあつて組織化急進地域となる岩手県、宮城県、②個別農家対応型にあつて組織化急進地域となる秋田県、山形県、そして③個別農家対応型にあつて「その他」、すなわち集落営農組織への集積が低位である青森県、福島県、という 3 タイプがある。本研究資料では①組織・個別農家分担型から組織化急進地域となった岩手県、②個別農家対応型から組織化急進地域となった秋田県を取り上げる。両県の農業構造の特徴は第 2 章で述べることにし、ここではまず東北水田地域の地帯構成から対象地の位置づけを検討しておきたい。

東北農業は自然条件と歴史的條件に規定されて、いくつかの地帯（地域類型）に分けら



第1-1図 東北における水田作の位置

資料：農業センサス。

注 1) 「水田率」は農業経営体の経営耕地に占める田面積割合、「稲作単一経営農家率」は販売農家に占める稲作単一経営割合をそれぞれ示す。なお、「稲作単一経営農家率」で 2005 年データを使用した理由は本文注(9)を参照。

注 2) 「稲単作」、「稲作・園芸・畜産複合」等の地帯構成区分は宇佐美(1985)による。

れる。宇佐美（1985）はそうした東北農業の地帯構成を、「稲単作地域」、「稲・果樹複合地域」、「稲作・園芸・畜産複合地域」、「漁業兼業地域」の4つで捉えた。第1-1図は、宇佐美の地域区分をもとに水田農業の観点から現時点における地帯構成を示したものである<sup>(9)</sup>。右上には水田率（経営耕地に占める水田割合）が高く、かつ稲作単一経営農家率も高い、稲作依存度の高い稲作地帯が位置し、左下にはそれらが低い非稲作地帯が位置する。稲作地帯には、宇佐美の区分による「稲単作地域」と「漁業兼業地域」に加えて、「稲作・園芸・畜産複合地域」の一部である岩手県北上川上流、福島県中通り南部、宮城県南部が含まれる。「稲作・園芸・畜産複合地域」にあって稲作地帯に含まれているこれら3地域は、1960～70年代に大規模な開田が行われたことにより水田作の比重が高まった地域である。「漁業兼業地域」は水田面積が小さい地域であるので、東北の主要穀倉地帯である稲作地帯は「稲単作地域」と「稲作・園芸・畜産複合地域」の一部である。そこで本研究資料では「稲単作地域」と「稲作・園芸・畜産複合地域」を分析対象とし、前者から秋田県南部地域、後者から岩手県北上川上流地域を選定する<sup>(10)</sup>。

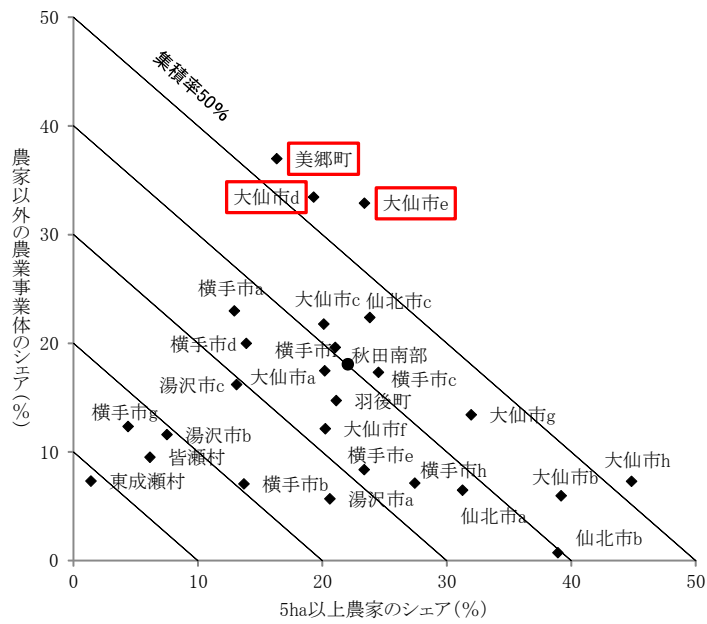
## （2）対象地の位置づけ

東北では大規模農家による農地集積が進展してきたが、近年、集落営農組織が新設され、担い手として期待されている。そこで対象地として、両者の農地集積率が高い旧市町村（旧村）を以下のように選定した。

### 1）秋田県南部・大仙市C地区

「稲単作地域」である秋田県南部地域における農業の担い手の状況を見るために、5ha以上の大規模農家と農家以外の農業事業体の農地集積率を平成合併前の旧市町村別に示したのが第1-2図である（旧市町村名は「現市名・アルファベット」で示してある）。左上に位置するのは農家以外の農業事業体による農地集積が進んだ地域、右下に位置するのは5ha以上の農家による集積が進んだ地域である。また右下がりの直線は両者を合わせた農地集積のレベルを示す。5ha以上の農家と農家以外の農業事業体の集積率の合計が50%以上のところは、美郷町と大仙市d、大仙市eである。これらでは5ha以上農家による農地集積シェアが秋田県南部のそれ（22.0%）と同程度あるとともに、農家以外の農業事業体によるシェアが高いことから、両者による農地集積が50%を越える水準にある。

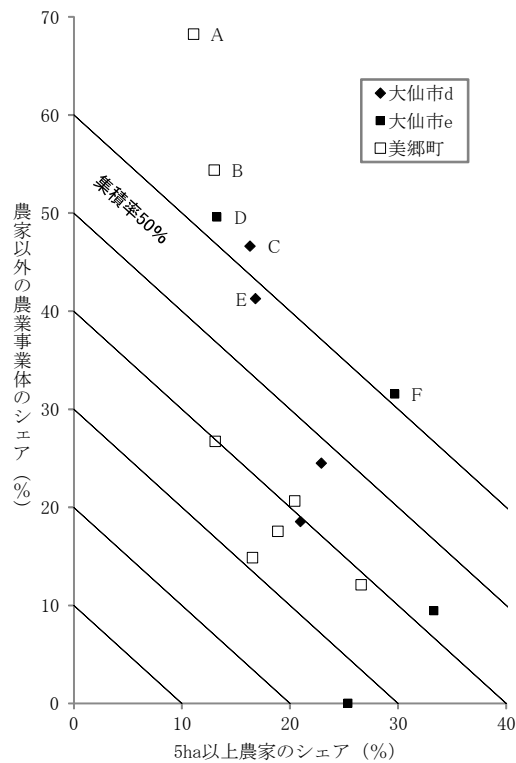
次にこれら3地域における集積状況を昭和合併前の旧市町村（旧村）別に示したのが第1-3図である。AからFまでの地区が、集積率50%程度を越える地域である。これらのうち美郷町A地区は田面積が約1,600haあり、集落営農組織が法人を含めて20組織程度ある。美郷町B地区は田面積が約800haで、法人の集落営農組織がない。大仙市C地区は田面積が約650haで、法人の集落営農組織が1法人ある。大仙市D地区は田面積が



第1-2図 秋田県南部における農地集積

資料：2010年農業センサス。

注. 農家以外の農業事業体の経営耕地面積＝農業経営体の経営耕地面積－販売農家の経営耕地面積。



第1-3図 大仙市d, e及び美郷町における農地集積

資料：2010年農業センサス。

注. 第1-2図参照。

約 700ha で、米を販売する集落営農組織 6 組織のほとんどがオペレータ型の農事組合法人である。大仙市 E 地区は田面積が約 1,100ha で、作業受託中心の 1 法人を含む集落営農組織がある。大仙市 F 地区は田面積が 400ha で、集落営農組織は 3 法人あるが、それ以外の農家以外の農業事業体による集積が大きい。

美郷町 A 地区は地区田面積が大きく、集落数が 16、集落営農組織が 30 近くあることから地区全体の網羅的調査が困難であると判断した。集落営農組織に関して、美郷町 B 地区には法人組織がない、大仙市 D 地区は逆に任意組織が少なく法人組織が中心でそのほとんどがオペレータ型である、大仙市 E 地区には作業受託型の任意組織のみである、大仙市 F 地区は集落営農組織の集積率が低い。これらに対して大仙市 C 地区には多くの任意組織と大規模借地の 1 法人があつて、枝番管理型組織と法人組織をとともに対象とできることから同地区を対象地とした。

大仙市 C 地区の調査対象は、同地区のすべての集落、解散組織を含む全集落営農組織、5ha 以上の個別経営である。現地実態調査（本調査）は 2011 年 12 月に行い、その後、2 回の補足調査を行った<sup>(11)</sup>。

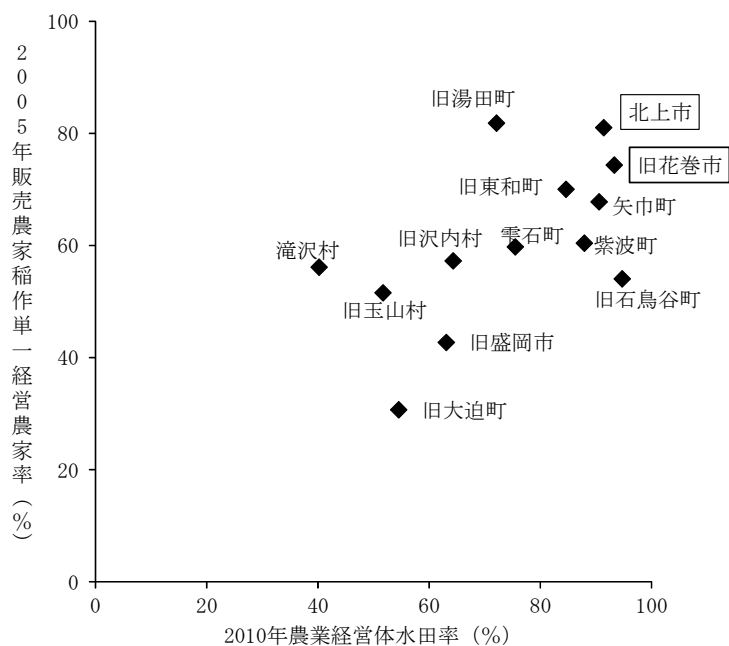
## 2) 岩手県北上川上流・花巻市 D 地区

「稲作・園芸・畜産複合地域」のうち前掲第 1-1 図で稲作地帯に位置づく諸地域は、1960～70 年代に大規模な開田が行われたことにより、水田作の比重が高まったという特徴を有する。北上川上流地域はその代表的地域の 1 つであり、1960～65 年の 5 年間に 1,630ha もの水田面積が増加している<sup>(12)</sup>。北上川上流地域内における水田作への依存度を同図と同様の方法で、平成合併前の市町村別に示したのが第 1-4 図である。北上市と旧花巻市が最も右上に位置し、ともに開田により水田作の比重が高まった北上川上流地域の典型である。

次に北上市と旧花巻市の旧村別に、前掲第 1-2 図と同様の方法で 5ha 以上の大規模農家と農家以外の農業事業体の農地集積率を示したものが第 1-5 図である。両者の集積率合計が 50 % 以上であるところは、旧花巻市の A～E 地区、北上市の F 地区である。

これらのうち、B 地区と E 地区は中間農業地域である。A 地区は農家以外の農業事業体による集積率が 58.9 % と最も高いが、5ha 以上の農家の集積率は 9.7 % にとどまる。また、F 地区は農家以外の農業事業体の集積率が 46.2 % と高率ではあるが、これは 600ha 規模の大規模法人経営が地区外の農地を大量に借地していることによる。さらに C 地区は、2010 年農業センサスでの稲作単一農家割合が 54.4 % と低く、果樹類経営農家が多い。以上のことから、平場地域での水田農業の展開状況と担い手構造を分析するためには D 地区が最も適切であると判断し、調査地として選定した。

D 地区の調査対象は、同地区のほぼすべての集落（29 集落中 23 集落（79.3 %））、全集落営農組織、4ha 以上の個別経営である。現地実態調査（本調査）は 2012 年 7 月に行い、その後、1 回の補足調査を行った<sup>(13)</sup>。

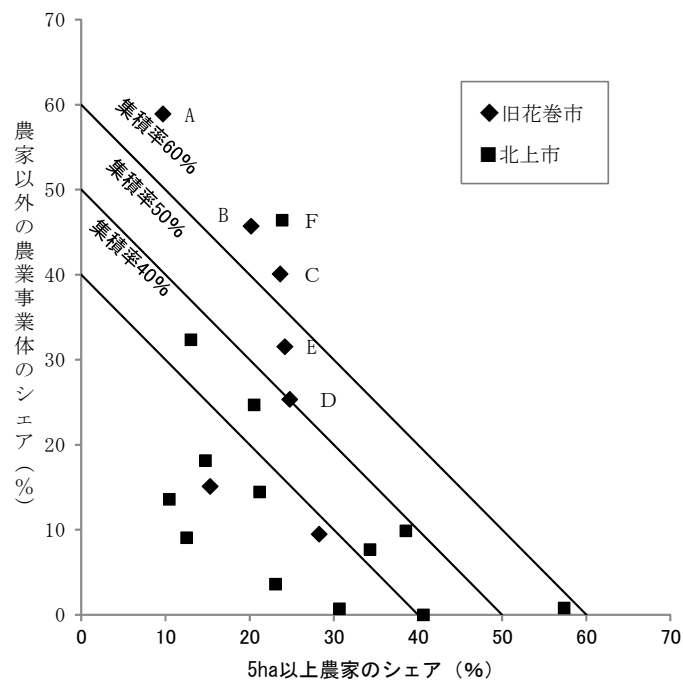


第1-4図 岩手県北上川上流地域における水田作の位置

資料：農業センサス。

注 1) 平成合併以前の旧市区町を単位としている。

2) 「水田率」及び「稲作単一経営農家率」の算出方法，使用データについては第1-1図注1)を参照。



第1-5図 旧花巻市及び北上市における農地集積

資料：2010年農業センサス。

注. 第1-2図参照。



#### 4. 集落・ムラの把握と集落営農組織について

集落営農組織は「集落」をベースに活動しているが、その「集落」がどの区域なのか、またそれは「ムラ」「共同体」とどう関係するのかを把握することは重要であるとともに、しかし実態的に難しい問題がある。結論からいうと本研究資料では農業センサス集落調査が示す農業集落をとりあえず集落＝共同体として把握している。しかし集落営農組織の地域範囲と集落（センサス集落）との関係は地域の事情によってかなり異なっている。

まず集落（センサス集落）と旧藩政村（近世村）との関係があり、両者が一致する旧藩政村＝集落の1村1集落型があるとともに、複数のセンサス集落で旧藩政村を構成する旧藩政村＝複数集落の1村多集落型の集落もある<sup>(14)</sup>。明治大合併ときに、合併以前の旧藩政村由来の町村名を「大字」として残したため、大字のほとんどは旧藩政村である<sup>(15)</sup>。

その上で、次に示すように地域によって集落営農の組織化の範囲は多様である。花巻市D地区は1村多集落型の集落であるが、JAの基礎単位である「農家組合」が集落単位から大字単位に再編成されたことにより、そこを区域として営農活動が行われ、集落営農組織も設立されている。旧藩政村は今も神社を中心とする祭りの単位であり、その後裔である大字は共同体として機能しているが、さらに営農集落再編でその再活性化が図られている事例である。他方、大仙市C地区は1村1集落型の集落と1村多集落型の集落があるが、集落内に複数の行政集落があるものがあり、行政集落が営農上でも地縁組織として機能し、センサス集落よりも小さい行政集落を単位に集落営農組織が設立されている。両対象地における集落と集落営農組織化の関連についてさらに次に整理しておく。

##### （1）秋田県大仙市C地区

秋田県大仙市C地区の集落を第1-2表に示す。1村1集落型の集落は①、③、④、⑦、⑭の集落であり、これらのセンサス集落名は旧藩政村名と同一である。ただし⑦集落は、旧藩政村⑦とBの一部とを合わせた区域となっていて、旧藩政村とセンサス集落との区域にズレがある<sup>(16)</sup>。他方、旧藩政村が複数のセンサス集落を含む1村多集落型の集落は、旧藩政村甲に②・⑥、旧藩政村乙に⑤・⑧・⑪、旧藩政村丙に⑫・⑬の各センサス集落がある。これらのうち甲と丙では、旧藩政村名に「上」「下」をつけたものがセンサス集落名となっているが、乙では個別の固有名詞がセンサス集落名となっている。旧藩政村の④、乙、⑭は藩政期の新田開発によって形成された村であり<sup>(17)</sup>、乙では、開発の時期によって現在のセンサス集落に相当する集落が形成されたとみられる。また旧藩政村の⑨と⑩は後述するように自治会が別々であるが、センサスでは1集落に統合されて、「⑨・⑩」というように2つの旧藩政村名を結合した集落名となっている（理由は不明である）。

C地区のセンサス集落の一部には、その中に小集落がある。図のアミ掛け部分が自治会（行政集落）で、センサス集落が行政集落となっているものと小集落が行政集落となって

第1-2表 大仙市C地区の集落構成

(単位：戸)

藩政村	センサス集落	小集落	2005年 販売 農家数	集落営農 組織
①	①		23	①法人
③	③	③-a	25	
		③-b		
④	④		18	
甲	②(上甲)	②-a	21	②組織
		②-b		
	⑥(下甲)	⑥-a	34	⑥組織
		⑥-b		
⑦	⑦	⑦-a	24	
		⑦-b		
		⑦-c		
乙	⑤		17	⑤組織
	⑧		18	⑧組織
	⑪	⑪-a	27	⑪組織
⑪-b				
⑨	⑨・⑩	⑨	36	⑨組織
⑩		⑩		⑩組織
丙	⑫(上丙)		14	
	⑬(下丙)	⑬-a	22	⑬組織
		⑬-b		
⑭	⑭		14	⑭組織

資料：2005年農業センサス集落カード，農林水産政策研究所調べ。  
注．網掛け部分が自治会。

いるものがあり，自治会単位で部落会館を有している。センサス集落の②，⑥，⑦には小集落があるが，会館の設置や自治会はセンサス集落と同一区域である。また前述のようにセンサス集落の⑨・⑩は，自治会では⑨と⑩とで別である。

C地区では水田経営所得安定対策への対応を契機に，行政とJAの働きかけで集落営農組織が多数設立される。その設立範囲を同表に示してある(設立後に解散した組織を含む)。それら集落営農組織はセンサス集落範囲で設立されているものと小集落単位で設立されているものがあるが，どれも自治会単位(アミ掛け部分)で設立されている点では共通している。集落営農設立の話し合いは自治会の会館で農家が一堂に会して行われることから，こうした生活上の地縁的関係の単位，具体的には会合の単位が組織設立の単位となっているようである。

## (2) 岩手県花巻市D地区

花巻市D地区の集落の構成を第1-3表に示す。D地区の大字のうち③から⑦は旧藩政村であるが，①と②は戦後開拓によって形成された集落である。前者には複数のセンサス

第1-3表 花巻市D地区の集落構成

(単位：戸)

農家組合 大字 (藩政村)	センサス 集落	2005年 販売 農家数	集落営農 組織
①(開拓)	①	18	
②(開拓)	②-a	32	
	②-b	27	
③	③-a	10	③-1組織
	③-b	23	
	③-c	18	
	③-d	17	
	③-e	14	
	③-f	20	
	③-g	31	
④	④-a	26	④組織
	④-b	21	
	④-c	16	
	④-d	25	
	④-e	25	
	④-f	17	
	④-g	10	
⑤	⑤-a	17	⑤組織
	⑤-b	21	
	⑤-c	21	
	⑤-d	16	
⑥	⑥-a	16	
	⑥-b	24	
	⑥-c	21	
⑦	⑦-a	26	⑦-1組織
			⑦-3組織
	⑦-b	13	⑦-2組織
	⑦-c	20	⑦-4組織
	⑦-d	17	⑦-5組織
⑦-e	23		

資料：2005年農業センサス集落カード，農林水産政策研究所調べ。

集落があり，1大字（藩政村）＝複数集落の構成で，1村複数集落型の集落構成となっている。そして自治会の班は集落（センサス集落）の範囲で設置されているが，⑦-a集落は2つの集落が合併したもので，自治会の班は旧集落単位にある。

第4章で述べるように，D地区では農協によって地域基礎組織の再編成が行われた。一般にJAは活動の基礎組織を「農家組合」＝集落に置いている。しかしJA花巻は，集落の農家数が減少したため，基礎組織を1集落ではなく，より広域なものに再編成した。実際には大字を単位に「農家組合」を再設置したのであるが，それは旧藩政村の範囲と一致する。行政の基礎単位である自治会の班は従前どおり集落の範囲を一致するが，営農上の会合は「農家組合」単位に行われるようになる。そして現在，農家は入り作，出作をこの大字単位で判断しており，広域の新しい農家組合を「ムラ」と認識している。

集落営農組織の設立範囲を同表に示してあるが，④組織，⑤組織は，農家組合単位で設

立されている。農協の指導で設立された受託組織がベースであることもあって、大字を範囲とする農家組合単位で組織が設立されたものと考えられる。③-1 組織は営農集落再編成以前の 1969 年の設立であるために集落の範囲で組織化されている。大字⑦では、2004 年以降に組織化が図られているが、集落単位で集落営農組織が設立されている（⑦-a 集落は 2 集落が統合されたものであり、集落営農組織は旧集落で組織化されている）。同地域では、隣接市の大規模経営に転作作業を任せていたが、土地利用の仕方に問題を感じたリーダーが集落内の農家で作業受託組織、⑦-1 組織を設立し、さらに大字内にも働きかけて各組織が設立されていったものである。設立当初から農協が関与したものではないこともあって、集落再編以前の集落単位で組織化が図られてたものと考えられる。

(小野智昭)

- 注 (1) 詳しくは農林水産政策研究所 (2011) を参照。
- (2) 地域農業の担い手は、①技術・経営革新と生産力発展の担い手という「生産力担当層」として把握する視点に加えて、②農業生産の太宗をどの層が担っているのかという意味での「農業生産の担い手」の視点、さらには③農地の維持保全の担い手を「地域資源管理の担い手」として把握する視点が必要である。第 1-1 表は農地集積を指標に、主に①、②の視点から整理したものである。詳しくは農林水産政策研究所 (2012) 第 1 章補 1. を参照されたい。
- (3) 農林水産政策研究所 (2012), 小野他 (2012), 小野 (2013b)。
- (4) 詳しくは第 2 章 3. で述べる。
- (5) 本研究資料の成果の一部については、既に平林・小野 (2013), (2015), 平林 (2015) として公表している。ただし内容を精査したために、一部でそれらと異なるデータを示しているが、論旨や結論に相違はない。
- (6) 研究方法については農林水産政策研究所 (2012) 第 1 章も参照されたい。
- (7) 庄司 (2012) は、村落の重層性を問題にし、現在の基礎的共同体は農業集落であるが、明治期の基礎的共同体は大字 (旧藩政村) であったこと、そして 1930 年代に旧村が共同体化したとする。
- (8) 小野 (2013b) は、農業経営者は 75 歳以上の後期高齢者になると農業リタイアを本格化することを示しており、したがって経営主の現在年齢が 65 歳以上である農家の 10 年後の経営継続を予測することで離農予測を行うことができる。また小野 (2013b) は、親の農業リタイア時に自家農業を継承するあとつぎは、現在、農業従事している者に限られることを富山県と佐賀県の事例から示している。
- (9) 「稲作単一経営農家率」は 2005 年データを用いて算出している。その理由は、第 2 章で述べるように、近年、集落営農組織が多数設立され、枝番管理型組織を含めてそれに参加した農家の経営田面積が集落営農組織の経営田面積として捕捉され、農家の経営田面積として捕捉されなくなったことにより、稲作単一経営農家数が激減した地域が生じたためである。2010 年センサス分析については農林水産政策研究所 (2013) を参照されたい。
- (10) 宮城県南部は東日本大震災による被災が大きかったため、「稲作・園芸・畜産複合地域」からは岩手県北上川上流を対象とした。
- (11) 本調査には筆者らの他に吉井邦恒、吉田行郷、橋詰登、福田竜一 (以上、農林水産政策研究所)、香月敏孝 (現・愛媛大学農学部)、杉戸克裕 (現・北海道農業研究センター)、椿真一 (秋田県立大学) が参加した。
- (12) 馬場昭 (1967) を参照。1960 ~ 65 年に東北各地の水田面積が増加し、北上川上流は 1,630ha、福島中通り中南部は 2,150ha がそれぞれ増加した。宮城県南部は増加面積が 340ha であり、先の両者と比較すると、この時期の開田面積は小さい。
- (13) 本調査には筆者らの他に吉井邦恒、吉田行郷、橋詰登、福田竜一 (以上、農林水産政策研究所)、香月敏孝 (現・愛媛大学農学部)、杉戸克裕 (現・北海道農業研究センター)、李裕敬 (現・日本大学)、澤田守 (中央農業総合研究センター) が参加した。
- (14) 集落・ムラについては、農林水産政策研究所 (2012) 第 1 章補 2. を参照されたい。

- (15) 明治大合併以前に旧藩政村や町村が合併していると大字と旧藩政村が不一致になる。農林水産政策研究所（2012）の佐賀県 B 地区はその事例である。
- (16) センサス集落の⑦には小集落が 3 つあるが、部落会館は 1 つである。このうち⑦-c 小集落は、旧藩政村 B に属し、神社や祭りも B とともに行うが、自治会としては⑦-a, ⑦-b に合体され、センサス集落では⑦に包含されている。
- (17) 旧藩政村⑭は藩政期の新田開発によって形成されたものであるが、さらに戦後開拓によって隣接地に農地が開発され、センサス集落カードでは同農地が⑭集落の属地面積として捕捉されている。しかしその開発農地の耕作者は⑭集落以外の農家であることから、属人統計である農業センサスでは⑭集落以外の農家の経営耕地面積にはカウントされていると推察する。